

【指導事項】

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- イ. 工事用資機材等の過積載のないようにすること。
- ロ. 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ハ. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ニ. さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ホ. 「土砂等の運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ヘ. 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- ト. イからヘのことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。